



5 消安第 4052 号  
令和 5 年 10 月 13 日

都道府県知事（別記参照） 殿

農林水産省消費・安全局長

### 獣医療法施行規則の一部を改正する省令の公布について

令和 5 年 10 月 13 日付けで、「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和 5 年農林水産省令第 52 号）が公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることになりました。この改正により獣医療の広告制限の特例に関する事項が追加されましたので、下記について御了知の上、貴管下の関係者への周知方よろしく申し上げます。

なお、本改正を踏まえて、別途獣医療法に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）（平成 26 年 11 月 25 日付け 26 消安第 4083 号農林水産省消費・安全局長通知）についても必要な見直しを行う予定ですので、併せて申し添えます。

### 記

#### 1 改正の経緯等

- (1) 獣医療の広告については、獣医療法（平成 4 年法律第 46 号。以下「法」という。）第 17 条により必要な制限がされているところですが、獣医療法施行規則（平成 4 年農林水産省令第 44 号。以下「規則」という。）第 24 条においてその特例及びその他の必要な制限を定めているところです。
- (2) 規則第 24 条については、予防注射を行う等の規定を追加して以来見直しを実施していなかったところですが、近年、
  - ① 飼育者等の獣医療に対する関心が高まっており、また、情報発信媒体の変化から、飼育者等に対する正確かつ適切な情報提供が求められていること。
  - ② 技術の進歩や獣医療の高度化・専門化が進んでいること。
  - ③ 医療分野において、専門性の広告等について制度改正があったこと。等の状況変化があることから、当該制限を見直す必要性が生じていたところです。
- (3) こうしたことを背景として、広告制限の見直しについて、令和 4 年 7 月に法第 17 条第 3 項の規定に基づき獣医事審議会に対して意見を求め、同審議会において計 3 回、有識者による議論が行われた結果、令和 5 年 3 月に答申が示されました。

答申においては、

- ① 飼育者等が提供される獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択できるように広告制限を見直すこと。
  - ② 獣医師の専門性の広告を可能とすること。
  - ③ 診療行為の広告の際、「問合せ先」、「通常必要とされる診療内容」、「治療等に係る主なリスク、副作用等の事項」、「診療費用」を表示すること。
- 等の見直し方針が示されたところであり、今般、当該答申の方針に即して規則の改正を行いました。

## 2 改正の内容

(1) 規則第 24 条第 1 項に、広告制限の特例（広告しても差し支えないもの）として次の事項を加えました。

- ① 農林水産大臣の指定する者が行う獣医師の専門性に関する認定を受けていること（第 1 号）。
- ② 高度な検査、手術その他の治療を行うこと（第 2 号）。
- ③ 寄生虫病の予防措置を行うこと（第 8 号）。
- ④ マイクロチップの装着を行うこと（第 10 号）。
- ⑤ 獣医師の役職及び略歴に関すること（第 11 号）。
- ⑥ 愛玩動物看護師の勤務する診療施設であること（第 16 号）。

(2) 規則第 24 条第 2 項に、同条第 1 項による広告制限の特例に併せて課される必要な制限について次の内容を加えました。

- ① 技能・療法に関する事項を広告する場合にあつては、「問合せ先」、「通常必要とされる診療内容」、「診療に係る主なリスクや副作用」及び「費用」について併記しなければ広告してはならないこと（第 1 号ハ）。
- ② 狂犬病予防注射について広告する場合にあつては、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 4 条に規定する犬の登録及び鑑札並びに同法第 5 条に規定する予防注射及び注射済票に関する説明を併記しなければ広告してはならないこと（第 2 号）。
- ③ マイクロチップの装着について広告する場合にあつては、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 150 号）第 39 条の 5 第 1 項に規定する犬又は猫の登録に関する説明を併記しなければ広告してはならないこと（第 3 号）。
- ④ 規則第 24 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定する者について、不適當である場合は取り消すことができること（第 4 号）。

(3) 規則第 24 条第 3 項に、同条第 1 項による広告制限の特例に基づき広告する場合の努力義務について、飼育者等が獣医療サービスの選択を適切に行うことができるように、獣医師又は診療施設の業務について正確かつ適切な情報を提供するよう努めることを加えました。

(4) その他所要の規定ぶりの適正化を行いました。

(別記)

北海道知事 殿  
青森県知事 殿  
岩手県知事 殿  
宮城県知事 殿  
秋田県知事 殿  
山形県知事 殿  
福島県知事 殿  
茨城県知事 殿  
栃木県知事 殿  
群馬県知事 殿  
埼玉県知事 殿  
千葉県知事 殿  
東京都知事 殿  
神奈川県知事 殿  
新潟県知事 殿  
富山県知事 殿  
石川県知事 殿  
福井県知事 殿  
山梨県知事 殿  
長野県知事 殿  
岐阜県知事 殿  
静岡県知事 殿  
愛知県知事 殿  
三重県知事 殿  
滋賀県知事 殿  
京都府知事 殿  
大阪府知事 殿  
兵庫県知事 殿  
奈良県知事 殿  
和歌山県知事 殿  
鳥取県知事 殿  
島根県知事 殿  
岡山県知事 殿  
広島県知事 殿  
山口県知事 殿  
徳島県知事 殿  
香川県知事 殿  
愛媛県知事 殿  
高知県知事 殿  
福岡県知事 殿  
佐賀県知事 殿  
長崎県知事 殿  
熊本県知事 殿

大分県知事 殿  
宮崎県知事 殿  
鹿児島県知事 殿  
沖縄県知事 殿